

土木工事検査マニュアル（案）

※ 本マニュアルは、「土木工事検査技術マニュアル（案）（平成8年4月30日付け事務連絡）」を基に検査基準等の制定・改正に伴い再編集したものである。

1. 検査の役割と責任

1) 検査の役割

①会計法に基づいて執行される国の請負工事においては、検査職員が工事目的物の契約図書との適合を確認して初めて代価の支払いが可能となる。即ち、検査職員以外の者によって契約図書との適合が確認されても給付の完了の確認にはならない。

工事の施工途中で監督職員による契約図書との適合の確認を一部実施することがあるが、これはあくまで土木工事の特性を考慮して行うこととしているものであり、検査の補完として位置付けられる。

工事目的物を受け取り、**代価を支払**ってよいかどうかは、検査によって確認されなければならない、これが**検査の重要な役割**の一つである。

②公共工事の品質確保・向上のためには、工事に関する技術水準の向上や能率的な施工の確保が重要であり、検査時の指導を通じてこれらに資すること、また**工事成績評定**による請負者の**適正な選定**に資することも検査の重要な役割である。

③建設業法及び適正化法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）の趣旨に従い、適正な施工を評価し、建設業の健全な発達を促すことに資する。

2) 検査の責任

予責法「予算執行職員等の責任に関する法律」（H11.12.22法律第160号）上の責任を負う。

・（定義）第2条「**予算執行職員**」とは

会計法第29条の1第4項の規定の基づき契約に係る監督又は検査を行うことを命ぜられた職員。

・（予算執行職員の義務及び責任）第3条

①それぞれの職分に応じ、支出等の行為の実施義務。

②**故意又は重大な過失**に因り、前記行為で国に損害を与えたときの弁償の責任。

③二人以上の予算執行職員により生じた損害は、それぞれの職分に応じた弁償の責任。

・「**故意又は重大な過失**」に関して

検査の技術的基準として「地方整備局土木工事検査技術基準（案）」が定められており、検査はこの基準に基づき適正に実施されることが基本である。

2. 検査職員の心得

公共工事の検査業務に携わる職員には

- ・幅広い技術の知識と豊富な技術経験
- ・的確な判断力
- ・高い倫理観

等が求められています。

これらを踏まえた上で、検査職員には以下のような検査の心得が大切です。

① 実地及び資料に基づき事実を正しく判断して厳正に行う

検査職員としての原点です。疑問が生じた場合は、請負者に的確に質問し納得出来る事実を確認した上で厳正に対処する必要があります。但し、あら探しの検査に陥ることがないように注意することが大切です。

② 客観的かつ公正な態度と判断で行う

検査は、工事目的物が設計図書に適合しているか否かを確認するものです。自らの知識や経験から請負者の対応に感情的になったりすることがないように、常に公正な態度に心がける必要があります。

③ 請負者との信頼関係を保持し、誠意を持って行う

請負者に対する疑念という先入観を持たずに受験者を信頼して誠意を持って行うことが大切です。ただし、盲目的な信頼は禁物であり、自らの知識・経験に照らして質すべきは質するという態度が必要です。

④ 請負者とは対等であるとの認識を持って接する

受検者に対して優位であるかのような態度は厳に慎むべきです。立場の違いはあっても、上下の関係はないことを認識する必要があります。

⑤ 工事の目的・内容を把握し主眼点をおき、資料や現場をよく観察する

全数検査ではなく抜き取り方式を基本としていますので、検査の着眼点をいち早く見抜き、資料や現場での観察を十分行って判断することが大切です。効率的で的確な検査を行うためには、日頃から技術や知識の研鑽や事前の準備も必要です。

⑥ 質問、指摘、指示等は明確に行う

受検者に対する質問、指摘、指示などはわかりやすい言葉で相手にはっきりと内容が伝わるように行う必要があります。

受検者が即答できない場合は、調べる時間を与えるなど納得のいく検査を心がける必要があります。

⑦ 検査職員としての誇りと信念を持って行う

公共工事の真の発注者である国民の代行者として、工事目的物を引き取るための検査を行っているという自覚を常に有していなければなりません。

検査職員は、以上の心得を念頭において

- ・検査の開始を明確に宣言した上での的確な検査を実施する
- ・検査終了時には受検者に対して明確な合否の判定、検査結果についての講評を行う必要があります。

3. 検査の種類

公共工事は、現地単品生産であり、かつ自然対峙型で生産するという特徴を持っている。このため、施工の各段階において工事目的物の品質、出来形、機能等を確認し、次の段階に進むという段階的施工が必要である。請負者は工事の施工管理を行い、設計書に適合した工事目的物を造ると同時に、そのことを証明できる施工管理資料を整備しなければならない。特に、検査時に検測や確認ができない不可視部分の出来形や品質は、施工の各段階での施工管理資料が不可欠であり、工事によっては検査を重要な施工の変化点や区切りとなる段階で行う必要がある。

発注者が行う検査には、このような公共工事の特徴に即した種々の検査がある。検査は、工事の完成に伴って行う検査、工事施工の途中段階で行う検査、性能規定等契約に基づき工事完成後一定期間経過後に行う検査に大別できる。さらに、工事施工中には契約の適正な履行の確保を図るために監督職員が行う検査（確認を含む）がある。

1) 完成検査

工事の完成に伴い、請負者から発注者へ工事目的物の引き渡しを行う最終段階の検査である。

この検査では、完成した工事目的物が設計書に示された品質、出来形等に適合して完成しているかどうか、契約履行の完了の確認を行う。検査の結果が適合であれば工事目的物の引き渡しが行われ、代価の支払いがあつて契約は完了となる。

2) 完済部分検査

工事の完成前に、契約図書においてあらかじめ指定された部分（指定部分）の工事目的物が完成した場合に行う検査である。

検査の結果が適合であれば、指定部分の引き渡しが行われ、代価が支払われる。ただし、全ての工事が完成したわけではないので契約は継続されることになる。従つて、指定部分に限ってみれば完成検査と同じ検査ということになる。

3) 既済部分検査

契約工期内の定められた時点における契約で定められた出来高があるかどうかを確認して、出来高に応じた代価を支払うために行う施工途中段階での検査である。

検査の結果、契約で定められた出来高が確認されれば出来高に応じた代価が支払われる。出来高と認められた工事の完了部分は、発注者側へ引き渡されることはなく請負者において引き続き管理することになる。

4) 中間技術検査

契約図書において、あらかじめこの検査を実施する旨を明記しておき、発注者が必要と判断したときに行う施工途中段階の検査である。

検査は、主たる工種が不可視となる工事の埋め戻し前など、施工上重要な変化点などや部分使用する場合において設計図書との適合を確認しておき、できるだけ手戻りを少なくするなどの目的で行なう。

検査結果が適合であっても代価の支払いや引き渡しはない。検査は発注者が必要と認めるときや既済部分検査（含完済部分検査）時に行なう。特に発注者が必要と認めたとときの検査日については工事工程等との調整もあることから請負者の意見を聞いて決めなければならない。また、完成検査の補完となるものであり、検査の対象となる部分を明確にした図面等を作成する必要がある。

5) 部分使用検査

工事目的物の全部または一部の完成前において、発注者がこれを使用する必要がある場合に行う検査である。

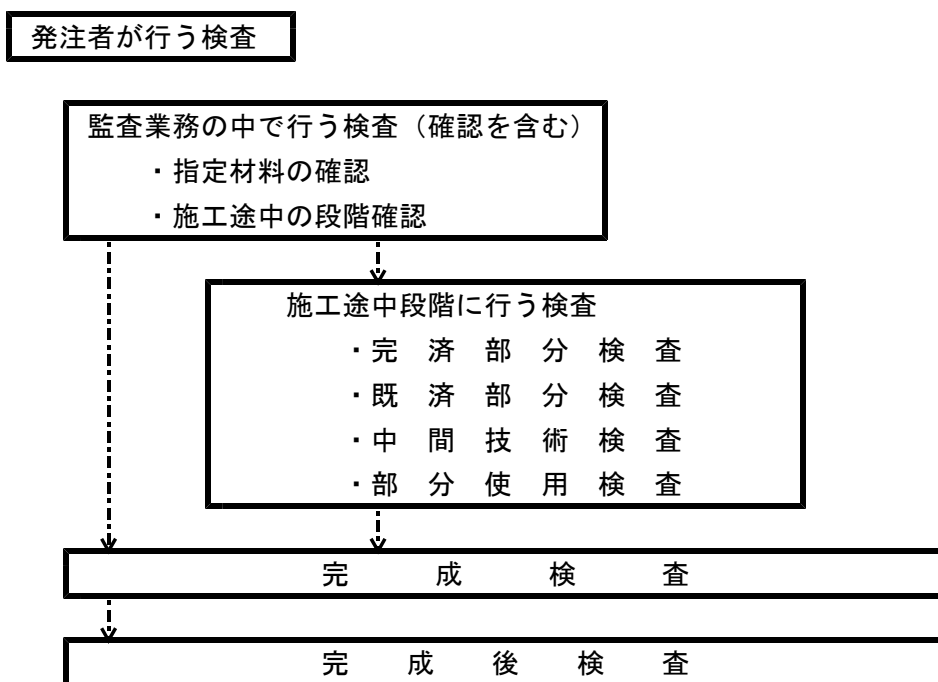
検査の結果、適合が確認されれば、発注者は請負者の承諾を得て部分使用することになる。この場合、使用部分は引き渡しを行わないので、代価の支払いはないが使用部分に関して双方で文書による確認をしておく必要がある。

6) 完成後技術検査

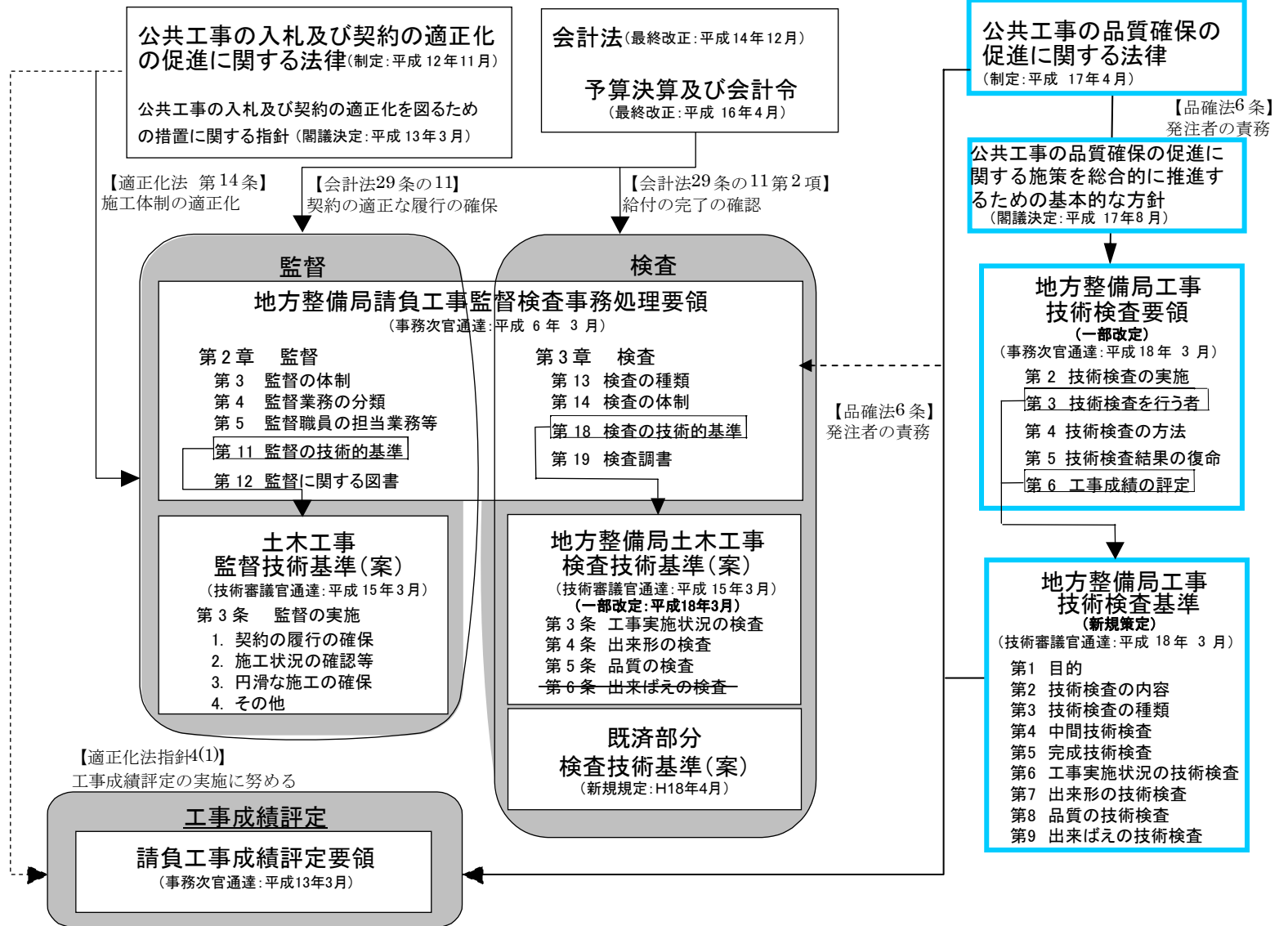
総合評価方式やVE提案方式など性能規定発注方式等による提案事項について、工事完成後一定期間経過後に、契約に基づく性能規定、機能が確保されているかどうかを確認する検査である。

性能規定等による契約では、完成検査時にその性能・機能等を確認することはできないため、工事完成後一定期間経過後の時点で契約に基づき性能規定の検査（履行の確認）を行うことになる。

ただし、工事目的物そのものは工事完成後に通常の完成検査（性能規定部分を除く）を行い、引き渡し、代価の支払いは行われる。検査結果が適合しない場合には、性能規定部分に関し契約違反としてペナルティが課せられる。

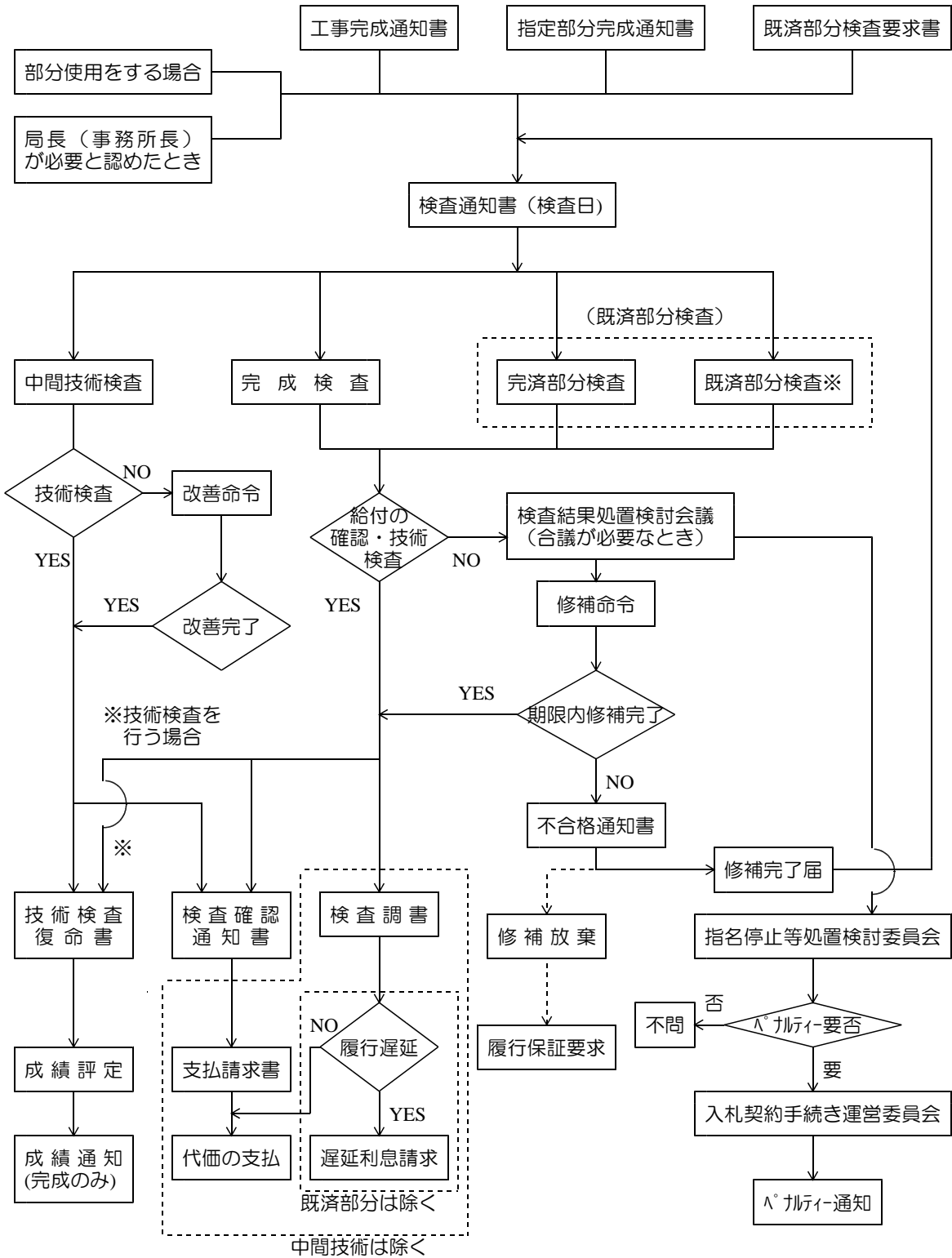


4. 監督・検査の基準体系



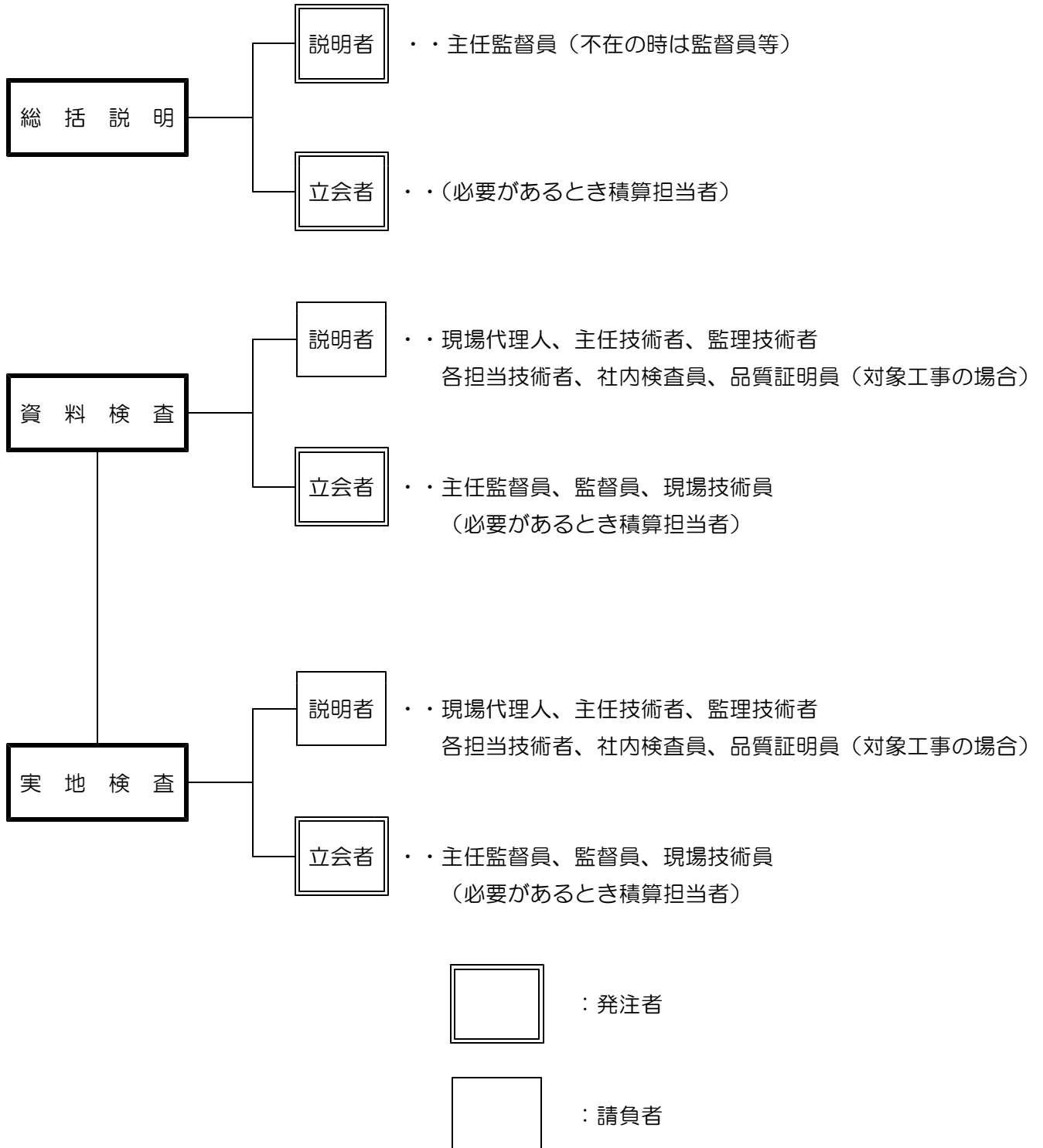
5. 検査業務の全体フロー

検査業務の全体的な構成及び業務の手順は下記を標準とする。



6. 受検体制

検査の実施にあたっての受検体制は、下記を標準とする。



7. 検査の実施方法

ここでは、検査の一般的な手順及び検査方法を示すが、工事の種類、規模、検査に要する時間、検査時の気象状況等により、検査職員が適宜判断し検査を実施する必要がある。

1) 工事概要の把握

工事目的物の品質、性能、形状寸法及び施工にあたっての条件等、設計図書の内容、現地を取り巻く状況、施工の体制などについて把握したうえで検査を実施する。

- (1) 監督職員又は設計担当の立会者から説明を受ける工事概要
 - ・請負契約関係書類
 - ・工事概要（全体事業の概要及び当該工事の概要、設計書、仕様書の内容）
 - ・完成写真（既済部分又は、中間技術検査部分出来高写真）
 - ・イメージアップ、パイロット事業等に対する取り組み
 - ・施工者の熱意、地元等の渉外関係の対応状況
- (2) 請負者から説明を受ける工事概要
 - ・受検体制
 - ・工事の安全に対する取り組み、労働災害の有無
 - ・施工上の創意工夫並びに結果
 - ・工程を含む工事施工上での問題点とその対策
 - ・その他意見要望等

2) 工事実施状況の検査

検査技術基準第3条、技術検査基準第6条及び請負工事成績評定要領に基づき実施する。

- (1) 契約履行状況の検査
 - 適正な施工体制が確保されているか、契約書、共通仕様書（総則）に記載されている事項が適切に処理されているか、「施工体制の点検」により確認する。
 - 検査留意事項は、表3-5-2-1、表3-5-2-2に示すとおりである。
- (2) 施工計画書記載事項の検査
 - 施工計画書が適正に記述されているか「施工体制の点検」及び施工計画書により確認する。
 - 検査留意事項は、表3-5-2-3に示すとおりである。
- (3) 工事実施状況の検査
 - 工事の施工において施工計画書に記載されている事項が適正に処理されているか、工程管理、安全管理等が適正に実施されているか「施工体制の点検」及び検査資料により確認する。
 - 検査留意事項は、表3-5-2-4に示すとおりである。

3) 出来形検査

検査技術基準第4条、技術検査基準第7条及び請負工事成績評定要領に基づき実施する。

出来形検査は、位置、出来形寸法が設計図書に規定された出来形に適合しているか否かを確認するものであり、実地において測定可能な出来形については検査職員が実測し出来形を確認することを原則とする。

また、実測が不可能なものについては書面（出来形管理写真を含む出来形管理資料）により確認を行う。

出来形に関する検査の手順は以下のとおりである。

- (1) 出来形管理資料について、出来形管理基準に定められた測定項目、測定頻度並びに規格値を満足しているか否かを確認するとともに、出来形寸法のバラツキについて把握する。
なお、一部分を任意に抽出して出来形管理写真との整合についても確認する。
- (2) 検査技術基準に定められた検査頻度以上を原則とし、かつ偏りのないよう検測箇所を選定する。
検査技術基準に記載されていない工種の検査頻度は、工事内容及び検査項目等を考慮し選定するが、おおむね共通仕様書施工管理基準頻度の20%程度実施するものとする。
- (3) 実地において出来形寸法を検測するとともに、ふくらみやくぼみ等の有無について観測する。
なお、検査時に不可視となる部分については監督職員の段階確認資料及び請負者の測定結果資料に基づき検査を実施する。
- (4) 出来形確認の結果と規格値の対比並びに観測結果に基づき適否を判断する。
なお、外部からの観察、出来形管理資料等により出来形の適否が判断できない場合は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊検査を実施する。

4) 品質検査

検査技術基準第5条、技術検査基準第8条及び請負工事成績評定要領に基づき実施する。

品質検査は、使用された材料の品質及び施工品質が設計図書に規定された品質に適合しているか否かを確認するもので、書面による確認及び現地や施工状況写真の観察により判断する。

品質検査の手順は以下のとおりである。

- (1) 品質管理資料について、品質管理基準に定められた試験項目、試験頻度並びに規格値を満足しているか否かを確認するとともに、品質のバラツキについて把握する。
- (2) 現地や施工状況写真等の観察により均等に施工されているか否かを判断する。
- (3) 動作確認が行える施設については、実際に操作し確認を行うとともに、必要により性能を実測する。
- (4) 品質管理資料の規格値との対比、並びに観察結果により適否を判断する。
なお、品質管理資料、外部からの観察等により品質の適否が判断できない場合は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊検査を実施する。

5) 出来ばえ検査

技術検査基準第9条及び請負工事成績評定要領に基づき実施する。

6) 破壊検査

契約書において、「(工事の完成を確認するための検査において) 甲又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。」と定められている。

・最小限度の破壊検査とは

①出来形に関する最小限度の破壊検査の例

構造物の寸法・・・確認の必要な部分の掘り起こし又は抜き取り等の破壊を行い、実測により確認する。

舗装の厚さ・・・確認の必要な部分のコアを採取し実測により確認する。

②品質に関する最小限度の破壊検査の例

コンクリート・・・確認の必要な部分の一部をはつり取り、目視及びシュミットハンマー等を利用し確認します。さらに確認が必要な場合は、コアを採取し、その試験結果により確認する。

アスファルト・・・確認の必要な部分のコアを採取し、その試験結果により確認する。

土工・・・・・・・・・・確認の必要な部分を掘り起こし、密度試験などの試験を行い、その結果により確認する。

7) 検査実施において留意(注意)すべき事項

項目	留意(注意)事項	対応(措置案)等
①契約関係	契約書18条第1項第1号から5号に基づく設計図書の照査がなされていない。	照査の結果、該当する事実がなかった場合でも、数量チェック、現地調査や測量結果の提出等があるかの確認を行う。
	施工体制台帳を提出していない。 施工体制台帳に契約書が添付されていない、あるいは、記載項目、内容等が不足している。	下請額の総額が3千万円以上になる場合は施工体制台帳の提出が義務付けられており、必要な書類や記載項目があるか確認する必要がある。 (共1-1-1-10)
	橋梁上部工事において、工事完成検査前に別途工事で舗装工事に着手している。	上部工事の完成検査後(引き渡しを受けた後)に着手する。やむを得ない場合は、部分使用の手続きを行うこと。(共1-1-1-20,共1-1-1-22)
	品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有するが、書面で確認できない。	品質証明員通知書の工事経験経歴に期間を入れるよう指導する。
	品質証明は、所定の様式のみ提出では、具体的な内容が不明。	品質証明した内容が検査時に把握できるよう、チェックリストや写真を付けるなど工夫が必要。また、段階確認や出来形測定や個数の確認を。
	中間技術検査時期が適切でない場合がある。	中間技術検査の運用に基づき、実施時期を選定する。
	既済部分検査時に出来高確認が曖昧である。	変更契約の必要はないかの判断が必要。新工種は(未契約の場合)出来高の対象にならない。
②建退共制度	建退共の掛金収納書を提出していない(特に完成時)。	契約締結後1ヶ月以内及び完成時に提出しなければならない。検査時に確認を行い、必要に応じ指導すること。 (共1-1-1-40)
	建退共証紙の残が多い。	証紙の購入を請負金額の比率(義務額)と誤解しているためで、実際に必要な枚数を購入すべき(分割購入でもよい)
	会社が保有している証紙を使用している。	今のところ他工事で流用してもよいことになっており、問題はない。但し、掛け金収納書に明示し、提出すること。
③施工計画書	現場条件等を考慮せず施工計画書が作成されている。	当該工事の施工計画書であるため、現地(現場)条件等を考慮した施工計画書を作成すること。
	現場組織表で各人の役割や仕事内容が適正に把握されているか確認	コリンズとの整合をとると他に担当者が書面に押印、安全訓練の参加を写真で確認等すること。

7) 検査実施において留意(注意)すべき事項

項 目	留 意 (注 意) 事 項	対 応 (措 置 案) 等
	施工計画書に生コンの運搬経路の記載がない。	運搬時間等の把握が必要であり、記述するよう指導すること。 (共1-3-6-3)
	出来形、品質管理において、社内規格値を設けているが、その記載がない。	社内規格値で管理する場合は、施工計画書に明示するよう指導すること。
	施工計画書に支保工、型枠の取り外し時期、順序の記載がないか、若しくは内容が不十分。	構造物と同じような状態で養生した供試体の圧縮強度をもとに、構造物の種類と重要度、部材の受ける荷重等を考慮し、取り外し時期および順序の計画を記載するよう指導すること。 (共1-3-8-4)
④工事打ち合わせ書	請負者からの協議事項に対し、監督職員の回答がない。(あるいは回答に時間がかかりすぎている)	協議事項は、書面にて行い、可能な限り速やかに回答することが好ましい。
	打合せ書(指示・協議・承諾等)に日付が入っていない。	日付は必ず入れること。
⑤施工管理	設計図書の照査を実施しているが、その結果が書面により提出されていない。あるいは照査がなされていない。	施工前及び施工中において設計図書の照査を行い、その結果を書面で提出するよう指導する。(共1-5-3-7)
	コンクリートの打設高が施工計画の施工高と異なる。(変更している)	主要な変更項目がある場合は、変更施工計画書の作成が必要。 (共1-3-6-4)
	コンクリートの圧縮強度の確認が不十分である。	コンクリートの圧縮強度試験の1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。(共II品質管理)
	溶接工の資格の写しを提出していない。	事前に溶接従事者の資格を提出する必要がある。
	一工事で土捨場が数カ所に分散しており、その土捨場には数社が同時期に捨土する場合等検収が出来ない。	各土捨場毎の捨土量の検収について、確認方法を明確にしておくこと。

7) 検査実施において留意(注意)すべき事項

項目	留意(注意)事項	対応(措置案)等
	橋台等次の工事(伸縮装置セット等)のため、鉄筋の一部を露出して完成させている場合、露出した鉄筋のかぶりの過不足及び、鉄筋の蛇行が見受けられる。	鉄筋の露出部には防錆処理を施すこと。
⑥段階確認	段階確認は実施しているが、実施箇所の記録がない。特に状況把握となる項目についての記録が少ない。	確認した箇所等の記録を残しておくことが必要。また、段階確認の時、工事施工状況の把握(施工管理が適切に実施されているか、施工方法が施工計画と合致しているかなどの施工上状況全般についての把握)を行い、構造物の品質、出来形及び工期の確保に努めることも大切です。
	コンクリート構造物において、かぶりの確認を主筋からの距離(芯かぶり)で表示している。	設計図書の表示が芯かぶりであっても、段階確認時は必ず純かぶりでの確認が必要(写真の表示に注意)
⑦工程管理	工事開始後30日以内に工事着手されていない。	特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。工事着手日とは工事のための準備工事の初日をいう。(共1-1-1-2,1-1-1-8)
	履行報告書で記事欄、備考欄の活用がされていない。	契約の履行状況について、主な内容(段階確認予定時期や契約変更、既済部分検査等の実施等)の記事欄や備考欄に記載することが望ましい。
	先行指示で当初の契約内容と大きく変わっているが、履行報告や実施工程表が更新されていない。	実施可能な工程管理を行う必要がある。(必要に応じて、請負者からの工程に関する協議も必要)
	工程が約10%程度遅れているにもかかわらず見直しがなされていない。	変更指示により増工し、工期末に延期を含めて変更契約を行う場合の工程予定線は、指示時点の工期で(変更契約をしていないため)無理やり予定線を引くのではなく、増工工事量にあった進捗を監督職員と協議し、工期延期を想定した予定線を破線等で計画する。(共II工程管理)
⑧安全管理	安全訓練の具体的な計画の記載がない。	具体的な計画を作成し施工計画書に記載すること。
	全防災等の外部機関を活用した安全教育を実施している。	安全に対する積極的な取り組みとして評価する。(主任監督員の創意工夫で2点を与える)
	重機や長尺の資材等の運搬において特殊車輛の通行許可申請がなされていない。	元請業者の責任において必ず確認が必要。

7) 検査実施において留意(注意)すべき事項

項 目	留 意 (注 意) 事 項	対 応 (措 置 案) 等
⑨品質管理	工事材料の確認がされていない。 成績表、ミルシート等の確認がされていない。	確認を指定された材料は、臨場等により確認が必要。(材料確認願) 事前に確認し、材料を受け入れるよう指導する。
	材料の品質証明書の提出時は期限内であったが、現場で使用した時は期限が切れていた。(当該材料に使用期限があるものは除く)	新たに提出すること。(セメント、AS事前審査制度の認定書等が該当)
	塗装作業時の気温、湿度の管理資料がない。(塗布作業時の気温・湿度の制限有り)	作業時及び作業期間の気象状況がわかる資料の作成が必要。(重ね塗りの場合、乾燥(硬化)状態の確認資料の一つにもなる) (共10-4-5-3)
	地盤改良、薬注等において、品質(効果)確認項目が使用目的に合致していない、または不足している。	改良等の目的は何か、(止水、粘着力の増加、一軸(三軸)圧縮強度の増加等の目的)その目的に対しての品質確認がなされているか確認が必要。
	AS舗装において解放時温度のデータがない。	交通解放温度(50度以下)の確認が必要。写真撮影は温度計の数値がわかるよう注意すること。 (共3-2-6-5)
	場所打杭で支持層到達の確認資料が不足している。	排土と柱状図やサンプルと対比し確認する必要がある。(掘削深のみで管理しないこと)
	高所等悪条件下での鉄筋のガス圧接において、施工前試験を行っていない。	実際の作業と同一の条件、材料で供試体を作り確認する必要がある。
	鉄筋圧接の超音波試験の位置が不明。	抜き取り検査の場合は試験位置(箇所)がわかる資料を添付することが必要。
	鉄筋のかぶりとして必要な範囲(純かぶり)内に段取り筋、組立筋等が設置されている。	純かぶり内に鉄筋、鋼材等入れてはならない。必ず純かぶりは確保すること。なお、設計上の有効高さに注意が必要。
	コンクリート養生に関する施工管理記録が不足している。また、脱型時における強度と時期の記載がない。	養生状況(管理内容)の資料を提出すべき。特に温度制御養生を行う場合は、施工計画に記載が必要。 (共1-3-6-9)

7) 検査実施において留意(注意)すべき事項

項目	留意(注意)事項	対応(措置案)等
	コンクリート構造物にクラックが発生している。	0. 2mm以下で進行性がないものは、成績評定の対象外とする。 0. 2mm以上の場合、進行性または有害なクラックがないか、有識者等の意見に基づく措置を行っているかを確認。…この場合はC評価となる。
⑩出来形管理	現地計測と出来形数値が合わない。	現地にマーキングがない、またはマーキングミスにより測定の変位が生じる。何が原因か、何が正しいか確認が必要。
	杭基礎において一部の杭が偏心量の規格値をオーバーしている。	機能上(設計計算上)問題があるかどうかの確認を行う。問題がない場合は引き渡しの対象となる。但し、評価は内容等によりd、e評価となる。
	新技術、新工法の採用等により規格値の定めがない。	監督職員と協議の上、規格値の設定を行い管理することが必要。 (共1-1-1-23)
	鉄筋のピッチについて出来形管理資料が不足。	重要構造物かつ主鉄筋については、平均間隔とかぶりの規格値がある。写真だけでなく出来形表の管理も行うべき。
⑪工事写真	出来形計測等で黒板、テープ(スケール)の数値が確認できない。	全景とアップの組み合わせ等の工夫が必要。特に不可視部分は十分注意する必要がある。
	工事写真が多く整理が不十分(提出写真)	写真管理基準に基づき管理すること。
	重要構造物で躯体部分の「かぶり」の写真が非常に少ない。また、鉄筋組立時、スペーサーを設置して「かぶり」を確保しているが、主鉄筋を段取り筋として使用しないこと。	設計計算上、「かぶり」は主要な要素であるので、主要な箇所の写真管理を行うこと。
	工事写真において編集がなされていた。	検査時等において、監督職員に無断で編集されたデジタル写真を確認した場合には、請負者に対し文書注意を行うと共に、悪質な場合には指名停止を行うなど既存の制度を適用し厳正に対処すること。(国官技第184号H17.11.29)
⑫出来ばえ	吹付法枠工を施工する場合、法枠工用の金網型枠がコンクリートの表面に現れ、錆汁が付着している場合がある。	金網型枠が露出しないよう、モルタル(コンクリート)で被覆するよう、施工(補修)されたい。
	側溝と切土の間に設ける張りコンクリート等の小規模の部分は、縦、横の長さが異なるためクラックが発生し易い。	伸縮目地はその規模にもよるが、5m間隔程度にいれるよう指導されたい。

7) 検査実施において留意(注意)すべき事項

項 目	留 意 (注 意) 事 項	対 応 (措 置 案) 等
	プレキャスト側溝継目モルタル施工の不良として ①モルタル品質不良(骨材粒度不良、セメント不足) ②表面仕上げが悪い(表面がザラザラ) ③施工不良のため、継目の途中から水が吹き上げている	
	コンクリート側溝蓋又はグレーチングが、受台と密着していないため、検査時に蓋の上を歩くとコトコトと音がする。	受台の補修等により密着させる。
⑬その他	検査時に足場がなく出来形等の確認が出来ない。	検査時に必要な足場は残しておくよう監督職員が指示しておく。 (共1-1-1-28)
	橋台等次の工事(伸縮装置セット等)のため、鉄筋の一部を露出して完成させている場合、露出した鉄筋のかぶりの過不足及び、鉄筋の蛇行が見受けられる。	鉄筋の露出部には防錆処理を施すこと。
	ガードレールの設置不備 道路を暫定供用する場合において、ガードレールの根入れを完成断面目標として施工している場合がある。(黒い部分が見える)	事故が発生した場合、管理瑕疵の問題に発展する恐れがあるので、暫定断面での設置であっても基準どおりに施工すること。
	鋼橋において、腹板又はフランジにグラインダーの削跡が塗装後も見えるものがある。	補修は、丁寧に上手にするよう指導し、仮組時点において、発見するようにすること。

表 3 - 5 - 2 - 2 契約書等の履行状況

種 別	適 用	検査項目	検査留意事項	検査書類、方法
共 通 仕様書 共通編 (総則)	1-1-1-3	設計図書の照査	・照査体制、照査内容、照査結果	施工体制の点検
	1-1-1-4	施工計画書	・提出時期（開始後 30 日以内） ・施工計画書記載事項	
	1-1-1-5	工事カルテ作成、登録	・工事請負代金額 500 万円以上の工事を対象に受注時契約後（土曜日、日曜日、祝日等を除き）、変更後（土曜日、日曜日、祝日等を除き）、完成後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に提出（ただし工事請負金額 500 万円以上 2,500 万円未満の工事は、受注・訂正時のみ）	
	1-1-1-7	工事用地等の使用	・工事用地等の復旧状況	写真等
	1-1-1-8	工事の着手	・工事の開始日後 30 日以内着手	施工体制の点検
	1-1-1-10	施工体制台帳	・施工体制台帳、施工体系図の監督職員への提出（下請契約の請負代金額の総額が 3000 万円以上）	施工体制の点検
	1-1-1-13	工事の一時中止	・一時中止理由、書面通知	
	1-1-1-14	設計図書の変更	・変更設計図、変更数量の監督職員への提出	
	1-1-1-15	工期変更	・事前協議の実施 ・工期変更協議の対象の請負者への通知 ・工期変更協議書の監督職員への提出	
	1-1-1-16	支給材料及び貸与品	・支給材料及び貸与品要求書の監督職員への提出（使用予定日の 14 日前） ・支給品精算書の監督職員への提出	施工体制の点検
	1-1-1-17	工事現場発生品	・現場発生品の監督職員への引渡	現場発生品調書
	1-1-1-18	建設副産物	・掘削による発生材料を工事に用いる場合の監督職員との協議、承諾 ・産業廃棄物を搬出する場合のマニフェストの監督職員への提出 ・再生資源利用（促進）計画書（実施書）の監督職員への提出	施工体制の点検
	1-1-1-20	工事完成検査	・工事完成通知書の監督職員への提出	工事完成通知書

種 別	適 用	検査項目	検査留意事項	検査書類、方法
	1-1-1-21	既済部分検査等	・ 工事出来高報告書及び工事出来形内訳書の監督職員への提出	工事出来高報告書 工事出来形内訳書
	1-1-1-23	施工管理	・ 建設材料の品質記録の監督職員への提出	品質記録図、生コンクリート品質記録表、 コンクリート二次製品品質記録表
	1-1-1-24	履行報告	・ 工事履行報告書の監督職員への提出	工事履行報告書
	1-1-1-27	爆発及び火災の防止	・ 火薬類の使用に先立ち監督職員への使用計画書の提出	使用計画書
	1-1-1-29	事故報告書	・ 監督職員への通報及び事故報告書の提出	工事事故報告書
	1-1-1-35	官公庁への手続等	・ 官公庁への届け出にあたっての監督職員への事前報告 ・ 地元関係者との交渉内容の文書確認及び監督職員への報告	施工体制の点検
	1-1-1-36	施工時期及び施工時間の変更	・ 官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合、休日、夜間作業届の監督職員への提出	施工体制の点検 休日、夜間作業届
	1-1-1-40	保険の付保及び事故の補償	・ 建設業退職金共済制度等への加入義務（契約締結後1ヶ月以内）	施工体制の点検
土木 工事 共通編 (総則)	3-1-1-2	請負代金内訳書及び工事費構成書	・ 監督職員への提出（契約締結後14日以内）	施工体制の点検
	3-1-1-3	工程表	//	
	3-1-1-6	監督職員による検査（確認を含む）及び立会等	・ 立会願の監督職員への提出 ・ 設計図書及び監督職員が定めた工種の施工段階における段階確認の適正な実施	
	3-1-1-7	数量の算出及び完成図	・ 出来形数量の算出及び完成図の監督職員への提出	完成図
	3-1-1-8	品質証明	・ 品質証明員の資格 ・ 品質証明書の提出	施工体制の点検

表 3 - 5 - 2 - 1 適正な施工体制の確保

種別・検査事項	検査留意事項	検査方法・書類	
配置技術者	現場代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・現場に常駐している。 ・監督職員との連絡調整を書面で行っている。 	施工体制の点検
	監理技術者 (主任技術者)	<ul style="list-style-type: none"> ・資格者証の確認。 ・配置予定技術者、通知による監理技術者、施工体制台帳に記載された監理技術者、監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。 ・現場に常駐していた。 ・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 ・施工に先立ち、創意工夫または提案をもって工事を進めている。 	資格者証 施工体制の点検
	専門技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の技術者を配置している。 	施工体制の点検
	作業主任者	<ul style="list-style-type: none"> ・選任し、配置している。 	
施工体制台帳等	施工体制台帳	<ul style="list-style-type: none"> ・現場に備え付け、かつ同一のものを提出した。 ・下請契約書(写)及び再下請負通知書を添付している。 ・下請負金額を記入している。 	施工体制の点検
	施工体系図	<ul style="list-style-type: none"> ・現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 ・記載のない業者が作業していない。 ・記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。 ・本請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。 	施工体制の点検
	建設業許可標識	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者を正しく記載している。 	施工体制の点検
	下請契約	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法や他法令を遵守した契約がなされている。 	施工体制の点検

表 3 - 5 - 2 - 3 施工計画書記載事項

記載事項	検 査 留 意 事 項	備 考
1. 工事概要		
2. 計画工程表	・ 施工工程順序は適切か	
3. 現場組織表	・ 現場代理人、主任（監理）技術者、各管理担当（工程、出来形、品質、機械、安全巡視、事務等）が適切に配置されているか	
4. 安全管理	・ 安全訓練実施計画は適切か	
5. 指定機械	・ 設計図書により指定された建設機械に適合しているか	
6. 主要資材	・ 品名、規格及び確認方法（承諾、カタログ等）が適切か	
7. 施工方法（仮設備計画を含む）	・ 特記仕様書に指定された工法、対策となっているか	
8. 施工管理計画	・ 出来形、品質、写真管理の管理項目、基準、方法、処置が適切か	
9. 緊急時の体制及び対応	・ 緊急時の連絡体制は適切か ・ 緊急時の対応組織及び緊急用資機材の確保体制は適切か	
10. 交通管理	・ 過積載による違法運行の防止指導体制及び過積載車両に対する処置方法は適切か ・ 交通整理員配置計画は適切か ・ 現道工事における安全施設配置は適切か ・ 工事用資材及び機械などの輸送計画は適切か	
11. 環境対策	・ 騒音、振動、塵埃、水質汚濁対策は適切か ・ 周辺住民への対応及び苦情処理計画は適切か	
12. 現場作業環境の整備	・ 現場作業事務所、作業宿舍、休憩所、作業現場及び現場周辺的美装化計画は適切か ・ 地域周辺行事への積極的参加	
13. 再生資源の利用の促進	・ 建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用が図られているか 再生資源利用計画書（実施書） 再生資源利用促進計画書（実施書）	
14. その他	必要に応じて	

表 3-5-2-4 工事実施状況

検査項目	検査留意事項	検査方法
1. 工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ・計画工程と実施工程との整合 ・変更指示、一時中止等による適切な工程の見直し ・工程回復努力 	実施工程表
2. 安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・安全協議会の活動状況（KY、TBM、安全巡視） ・安全訓練の実施状況（及び社内安全巡視状況） ・過積載運行防止指導状況及び過積載車両に対する処理結果 ・交通整理員及び安全施設配置状況 	議事録、活動状況写真 活動状況写真・ビデオ 指導記録写真・ビデオ 写真
3. 使用材料	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な試験期間での実施 ・試験成績表が規格を満足 ・2次製品のカタログ、パンフレットの添付 	関係資料
4. 施工状況	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画書どおりの施工方法 	写真
5. 施工管理	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な試験立会頻度 ・社内検査実施状況、結果及び改善処置結果 	写真 写真、関係資料
6. 緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の対応努力 	写真、関係資料
7. 環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音、振動、塵埃、水質汚濁等の適切な処置 ・苦情に対する適切な処置 ・建設廃棄物の適切な処置 ・再生資源の適切な処置 	マニフェスト、写真
8. 現場作業環境	<ul style="list-style-type: none"> ・現地事務所、作業宿舍等の美装化の積極的な実施 ・地域周辺行事への積極的な参加 	
9. 書類管理	<ul style="list-style-type: none"> ・指示、承諾、協議等の適切な処置（区分、時期、内容） ・管理手法、整理手法の的確性、創意工夫 ・安全活動、重機点検記録 	

8. 検査結果の処置

1) 検査結果の復命

完成検査、既済部分検査(完済含む)で給付の完了を確認した場合は「検査調書」により、また技術検査で対象部分の完成(完了)を確認した場合は「技術検査復命書」により局長又は事務所長(分任官低入札工事含む)に復命する。

＜給付の完了の確認と技術検査を併せて実施した場合は両方の復命をする＞

2) 検査結果の通知

完成検査、既済部分検査(完済含む)で給付の完了を確認した場合は「検査結果通知書」により、また技術検査で対象部分の完成(完了)を確認した場合は「請負工事技術検査結果通知書」により請負者に対して通知する。

＜給付の完了の確認と技術検査を併せて実施した場合は両方を通知する＞

3) 工事成績評定

検査結果について、「請負工事成績評定要領」及び「地方整備局工事成績評定実施要領」に基づき工事成績評定を行う。

＜完成検査終了後には、「工事技術的難易度評価」(監督職員作成)と併せ請負者に通知する＞

なお、技術検査の回数が毎月1回等多くなる場合には、工事成績評定を適宜省略し複数回分をまとめて行うことができる。

4) 修補指示

検査実施の結果、検査職員が修補の必要があると認めた場合は、「9-1) 修補の指示について」に基づき、請負者に対して修補指示を行う。

なお、修補の規模、期間を考慮し、合議の判断が必要と考えられる場合は、検査結果処置検討会議をただちに開催し、技術的検討、合否の判断及びペナルティーの検討を行い、その結果により指示を行うことができる。

また、工事の修補内容のかしの重大性を考慮し、指名停止等の措置要領にもとづき、指名停止等措置検討委員会に諮り、適正な処置を行う。

検査職員が文書による修補の指示を行った場合は、「9-2) 文書による修補の手続き」による。

検査結果処置検討会議

検査結果処置検討会議の構成メンバー

(本官工事)	(分任官工事)
議長：技術調整管理官 (地方事業評価管理官)	議長：事務所長
副議長： 工事監視官	副議長：(技) 副所長
【工事品質調整官】 (工事評価管理官)	(工事施工管理官)
工事検査官	(事業対策官)
技術管理課長	各技術系課長
発注担当課長	建設専門官
	発注担当課長

5) 修補指示した場合の合格、不合格

請負者が期限までに修補を完了し、監督職員が修補箇所を確認後、検査職員に報告する。検査職員が修補の完了を確認した場合は合格である。

期限までに修補を完了できなければ不合格であり「工事不合格通知書」を請負者に通知する。また、完成が認められるまでの超過期間について契約書第45条により損害金の支払いを請求することになる。

遅延利息の徴収期間については、「9-3) 契約書第45条の運用」による。

9. 修補

1) 修補の指示について

(1) 指示の必要性

検査時には、検査の結果として、合格、不合格の判断をすることになる。しかし、検査時不合格であっても、その後修補（補強等も含む）等を実施すれば合格（給付の完了が確認できる）と判断できるケースが多々生じるものと思われる。このような場合、修補の要否、期間等の指示が必要となる。

また、一方では技術検査においては、技術水準の向上を目的としており、少しの手入れで工事目的物全体のグレードが上がる場合も多々考えられる。このような場合には指示により手入れを行わせるものとする。

(2) 指示の種類と手続

指示の種類は、文書による指示と口頭による指示とする。

○文書による指示

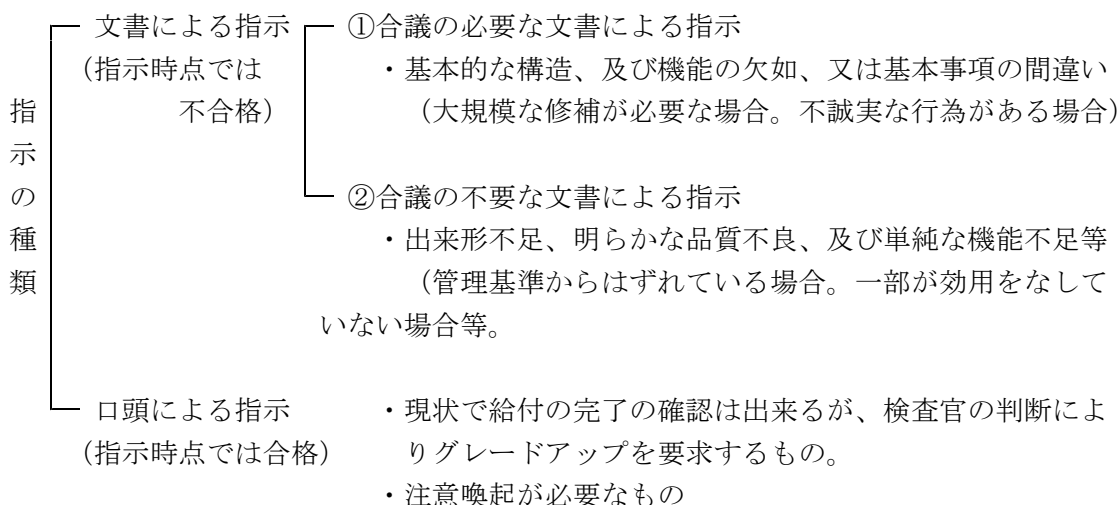
給付の完了の確認を可能とするために必要な指示（手続き）は、文書による指示とする。（共通仕様書の規定に基づく修補指示である。）

必要な修補内容により「検査結果処置検討会議」における合議の必要なものと不要なものに分かれる。

○口頭による指示（注意も含む）

検査時に給付の完了の確認は可能であるが、少しの手入れで工事目的物がグレードアップできるような場合（検査官の判断）は、口頭による指示とする。

（共通仕様書の規定に基づく修補指示に該当しない。）



(3) 修補指示の期限について

完成検査、完済部分検査時の修補指示の期限については、契約書第45条の運用のA期間となる。この期間内に給付の完了の確認が認められない場合は不合格となり、遅延利息の徴収の対象となる。

完成検査、完済部分検査、年度末の既済部分検査で修補の確認が年度を越える場合は繰越手続きが必要となるので注意すること。

(4) 工事完成後の修補指示について

契約書第44条第2項に規定する工事完成後のかしの修補の請求を行う場合の検査手続きは、期限内に修補が完了しなかった場合の検査業務のフローを準用する。

※合議の必要な修補の具体例

- 大々的な修補が必要な場合。不誠実行為の有る場合。
 - 例・橋脚の位置を間違い上部工に影響する。(位置、高さ)
 - ・基準高を間違い、前後の工事とすりつかない。
 - ・PC桁に構造的な傷があり検討を要する。
 - ・鋼橋のキャンバーが不足し、コンクリート打設後に逆キャンバーになる恐れがある。
 - ・重要構造物に構造的なクラックが発生している。
 - ・舗装の厚さが大半不足している。
 - ・その他、構造的な欠陥が有る場合。粗漏工事の場合。

※合議が不要な修補の具体例

- 管理基準からはずれているような場合。一部が効用をなしていない場合等
 - 例・吹きつけ厚さが部分的に足りないので、増し吹きが必要。
 - ・ガードレールの設置高さが基準と合わない。
 - ・擁壁に大きく豆板（空洞化）が出来ている（表面のアレ程度ではない）
 - ・一部埋戻しの転圧不足。
 - ・排水構造物の設置高さの不良。
 - ・収縮クラックの補修（検査時点でクラック調査が完了しているもの）
 - ・クラックの調査指示（クラックが発生し、検査時点でクラック調査が行われていないもの及び調査内容が不十分なもの）
 - ・その他これらに類するもの。

※口頭による指示の具体例

- 現状のままで給付の完了の確認は可能であるが、検査官の指示によりグレードアップを要求するもの。
- 注意喚起の必要なもの
 - 例・ヘアークラックの補修（検査時点でクラック調査が完了しているもの）
 - ・植生の発芽確認の指示（検査時点で判断が難しいもの）
 - ・部分的な水アバタの補修。
 - ・すり付け部の化粧直し。
 - ・木コンの数個の埋め忘れ。
 - ・小規模な破損（傷）の補修。
 - ・水抜き孔、橋梁伸縮ジョイント等の目づまり。
 - ・目地材、水抜きパイプ等の切りそろえ。
 - ・後片づけ、清掃の不足。
 - ・その他これに類するもの

3) 契約書第45条の運用

契約書第45条の履行遅滞の場合における損害金の支払請求に係る遅延日数の考え方は次表の通りとする。

ケース	工期内			工期外			考え方	
	完成	検査	修補	完成	検査	修補		
a b c	○ ○ ○	○ ○	○		○		} 合格	
d e	○ ○	○			○ ○	○		<p>修補期間が$A \geq B$であれば合格とし、ケースbと同じ、$A < B$であれば不合格、遅延利息の徴収の対象となる。</p> <p> $B - A =$ 対象期間 </p>
f g				○ ○	○ ○	○		<p>不合格、遅延利息を徴収する。</p> <p> $C =$対象期間 $C + B =$ 対象期間 </p>

注) 検査命令書は完成届を受理した時点で発行すべきであるが便宜上工事検査計画表によりあらかじめ検査日を決定するので検査職員は事前に当該事務所へ完成か否かを確認の上検査に行くものとする。(※注) 検査日と修補指示日が異なる場合は修補指示日とする。)

様式-1

修 補 指 示 書	
工事名	
修補の箇所	
修補の期限	平成 年 月 日

上記について修補を指示する。

平成 年 月 日

検査職員 氏 名 印

平成 年 月 日

検査職員 氏 名 殿

現場代理人 氏 名 印

平成 年 月 日の（ ）検査において、修補指示されました部分につきましては、下記のとおり完了しましたので報告します。

修補完了報告書

工事名	
-----	--

検査官の修補指示箇所及び修補内容

様式 - 3

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇地方整備局長 〇〇 〇〇 殿

請負者 住 所

氏 名 印

修補完了届

平成 年 月 日の（ ）検査において、指示されました、
修補部分については、下記のとおり完了しましたのでお届けします。

記

工 事 名				
契 約 額				
工 事 箇 所				
契 約	年	月	日	
期 限	年	月	日	
完 了	年	月	日	
修補、改造箇所				

・（ ）は検査の種類を記入

様式 - 4

平成 年 月 日

請負者

住 所

氏 名 殿

契約担当官等名

官 職 ・ 氏 名 印

修補不合格通知書

工 事 名 :

上記工事は、平成 年 月 日の完成検査において指摘のあった修補部分について確認した結果、期限内に修補完了が認められないことから、修補不合格として通知します。

記

理 由

10. その他の留意事項

契約書には、「甲乙対等な立場で契約を締結し、信義に従って誠実に履行すること」となっている。このことを十分理解して、検査に望むことが必要である。

検査は当該工事の出来高を対象とし、発注者の仕様に沿って工事が適切に実施され、品質、出来形、出来ばえ及び出来高を総合的に確認し、適否の判定を行うものであり、実地において行うことを原則とする。

また、評定にあたっては、言うまでもなく公平性、透明性を念頭に置き、双務契約に基づく甲乙の義務の履行を確認し、甲が求めた目的物等が諸基準に照らして、適正な工事成績の評定を実施する。

1) 書面検査における留意事項

(1) 契約図書の理解と照査

請負者は、契約図書の照査を行い、設計図面等に間違いがあった場合は、発注者と協議し適切な工法等により実施されているか確認する必要がある。また、特記仕様書（共通仕様書）において、協議・承諾事項となっている項目は、適切な処置がなされているか併せて確認する必要がある。（契約図書を十分に読んでなく、内容を把握していない請負者が見受けられる。）

(2) 施工体制に関する事項（建設業法に基づく専任制の確認）

- ① 監理（主任）技術者は、当該工事に専任で配置されていたか。
- ② 現場代理人は、当該工事現場に常駐していたか。（掛け持ちの現場はなかったか）
- ③ 技術資料に記載されている技術者が配置されているか。

(3) 施工状況に関する事項

- ① 施工全般に亘って、主な問題点としてどのような課題があり、その解決のために現場でどのような対策を講じたのか現場代理人から意見を求める。（このところから、今後の設計積算の参考とすることが出来る。また、請負者がどんな問題意識を持って施工にあたったか知る必要がある。）
- ② 主体工種の実施された施工手順を説明させる。

(施工方法及び手順は、特記仕様書に明記されていないことが多い。工事の迅速化、効率化さらにはコスト縮減、工期短縮を図る観点からも説明を求める必要がある。)

③安全管理について

- ・高所作業での安全施設（手すり、階段等）の安全対策は適切か。
- ・施工途中において発生した「ヒヤリ」、「ハット」の事例をまとめているか。
- ・安全訓練、安全巡視及びKY活動は十分に実施されているか。

④対外関係について

- ・地元対策として、当該工事の特徴的な対応をしたものがあるか。
- ・特に、今後の課題として整理しておくことはないか。

⑤環境対策について

- ・当該工事の環境対策の重点目標は何であったか。
- ・建設公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、振動、騒音、地盤沈下）が生じていないか。また、発生した場合の対応方法は。
- ・地元の反応はどうであったか。

⑥品質について

- ・当該工事の品質確保について、特に重点項目として実施したことは。
- ・品質確保について、どのような工夫を実施したか。

(4) その他必要な項目

①コスト縮減について

- ・当該工事でのコスト縮減の重点目標として実施したことは。
- ・その他コスト縮減として実施したことは。

②建設副産物の対応について

- ・当該工事でリサイクルの重点目標として実施したことは何か。
- ・建設副産物の再生資源の利用促進を図っているか。
- ・現場内で発生する建設廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）の分別と処分は適切に実施されているか。

③建設業退職金共済制度については、証紙の確認を実施しているか。または、下請業

者を指導しているか。

④イメージアップについて

- ・当該工事のイメージアップとして、何を重点として実施したか。
- ・イメージアップとしての特徴は何か。また、その考えは。

⑤排出ガス対策型建設機械等、指定機械の使用確認

2) 現地検査における留意事項

出来形管理資料に記載された事項の信頼性の確認は現場の実測であり、不可視部分については、写真等による確認が必要となる。実際の検査にあたっては、これらの全数検査は不可能であるので「地方整備局土木工事検査技術基準（案）」、「既済部分検査に基づき、現地検査を実施するものとする。

(1) 検査は現地検査も十分に実施すること。

- ①現道上で実測を行う場合は、必要に応じて交通整理員を配置する。
- ②構造物等高所での実測は命綱等をつけること。また、危険が伴うと判断される場合は、検査官の判断により実測を行わず請負者の管理者の管理資料あるいは、監督職員の確認資料により行うものとする。
- ③実測等を行う場合は、検査官が自ら確認する。(検査職員以外に確認させたり、作業員に直接指示しないこと。)

(2) 工期も契約条項の重要な要素であるので充分審査する。

年度末においては、工期中に技術検査を行う場合があるが、工期中にあっても検査日には全て工事が完了していることが原則であるが、年度末検査では契約工期前に検査を行うことが多く、未竣工の工事も予想される。従って予定された検査日に残工事があり、しかも工期にも残日数がある場合には、その検査は技術検査とし、3月30日～31日に確認検査を行うこと。ただし、検査日以前に工期が終了し、残工事がある場合は、直ちに技術管理課及び担当課に報告するものとする。

(3) 後片付けも完了していること。

検査時には、工事の後片付けも必ず完了していなければならない。検査足場を検査に

使用する場合は、検査終了後撤去すること。

3) 繰越し工事及び国債工事の留意事項

(1) 繰越し工事について

繰越し工事は、当該年度の出来高の確認のため既済部分検査を行うが、検査にあたっては、次の点に留意すること。

①既済部分検査となるもので契約上支払いが出来ない工事（部分払いの回数がないもの）については契約変更により部分払いの回数を増やして検査を行う。

・・・契約変更

②鋼橋製作工事の出来高確認は、施工業者の出来高が確認できる資料を提出させる。

（既済部分検査調書作成の手引き、平成10年3月 総務部会計課）

(2) 国債工事について

国債工事は契約上、年度毎出来高予定額が示されており、この確認が必要であるので支払の有無にかかわらず年度末の出来高の確認を行う。検査日は上記繰越し工事と同様3月31日であるが、検査の都合等により、やむを得ず30日以前に検査を行う場合で検査の結果、当該予定出来高に達しない場合は、3月31日に出来高の再確認を行う。従って、これらの工事は出来るだけ検査日を遅くするのが望ましい。

(3) 持ち込み材料を出来高に計上する場合

出来高額に持ち込み材料が計上されている場合は、主任監督員がその材料の確認を行う。通常、契約書等に持ち込み材料を出来高予定額に入れる旨、記載された材料について出来高額に計上するが、その他の材料についても、その確認検査が容易であり、かつ、現場での管理（保管）が十分できるものについては、これを出来高予定額に計上することができる。ただし、基礎杭等、不確定要素の多いものは過払いになることのないよう注意すること。

(4) 年度末国債の取り扱い

年度末発注の国債（第4四半期契約の国債）工事は、年度末における検査は行わな

い。ただし、契約書に当該年度出来高を特約した場合は、この限りではない。

(5) その他検査時に確認する項目

検査時確認する項目は、前述のとおりであるが、その他重要なものとして道路の中心線、築堤護岸の法線、各構造物の位置、ベンチマーク等のチェックに注意すること。また、主な持ち込み材料の数量・規格を調査し、出来高の確認の参考とする。

4) 検査書類の留意事項

(1) 工事検査調書（等）

「九州地方整備局請負工事監督検査事務取扱細則」別記様式第2、(A) (B) (C)により作成する。不合格の場合は、同細則、別記様式第3による。

なお、既済部分検査のみの場合には、既済部分検査内訳書を添付し検査調書と「割印」をする。（また、検査箇所の確認が出来る縮小図面等に色分けしたものを添付する。）中間技術検査のみの場合は、検査調書及び既済部分検査内訳書の添付は必要としない。（ただし、出来高数量総括表・検査箇所の確認が出来る縮小図面等に色分けしたものを添付する。）

(2) 工事成績評定表

工事成績評定表は、技術検査官である評定者は技術検査実施のつど、総括監督員（総括技術評価官）又は主任監督員（主任技術評価官）である評定者は、工事完成（完済検査を含む）のとき、それぞれ評定を行うものとする。（地方整備局請負工事成績評定実施要領第3）

5) 修補の留意事項

(2) 年度末において修補が年度内完成不可能な場合は、次の処置を行う。

① 繰越し（明許）の手続きを取ること。

明許繰越しの必要性が生じた場合には、直ちに事務所経理課を通じて、本局会計課に手続きをすること。

②打ち切り竣工

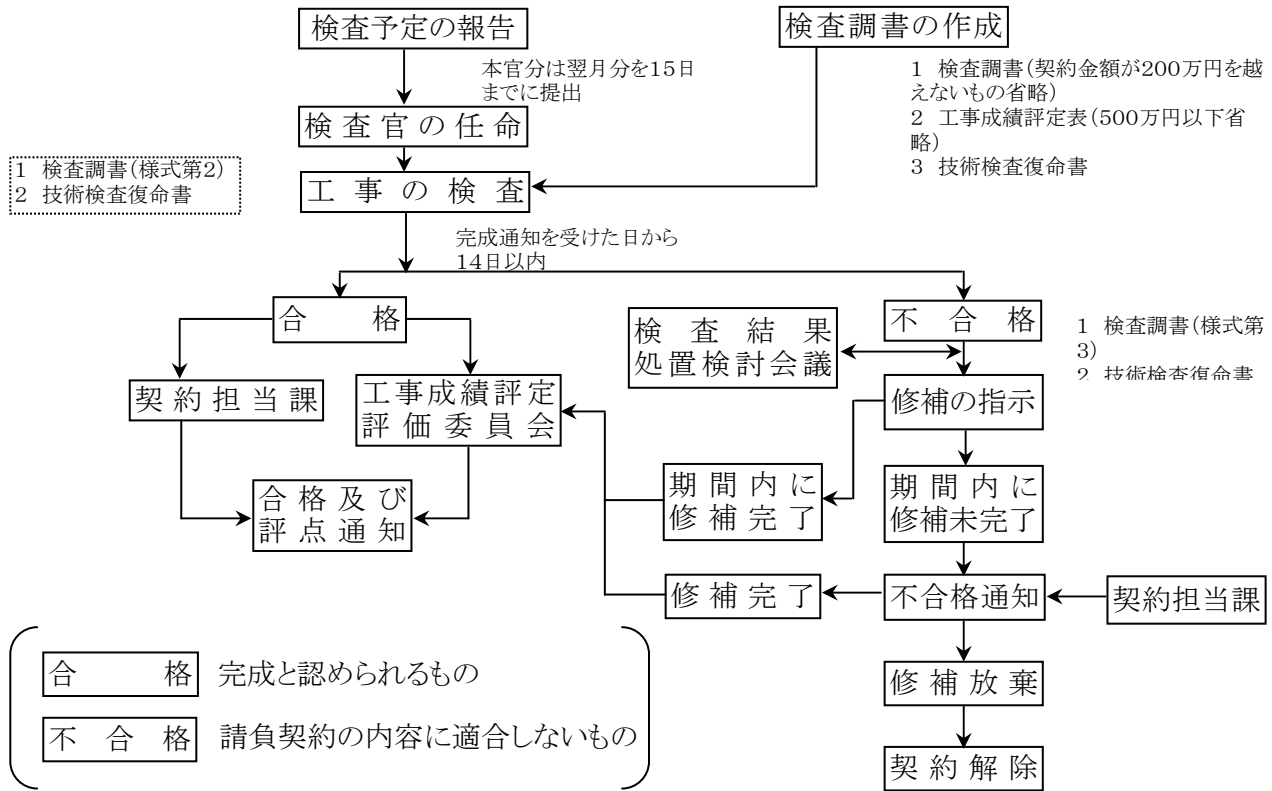
工事の性質上打ち切り竣工としてもよい工事は契約変更して減額する。ただし、残予算額の取扱いについても考慮する必要がある。

③その他

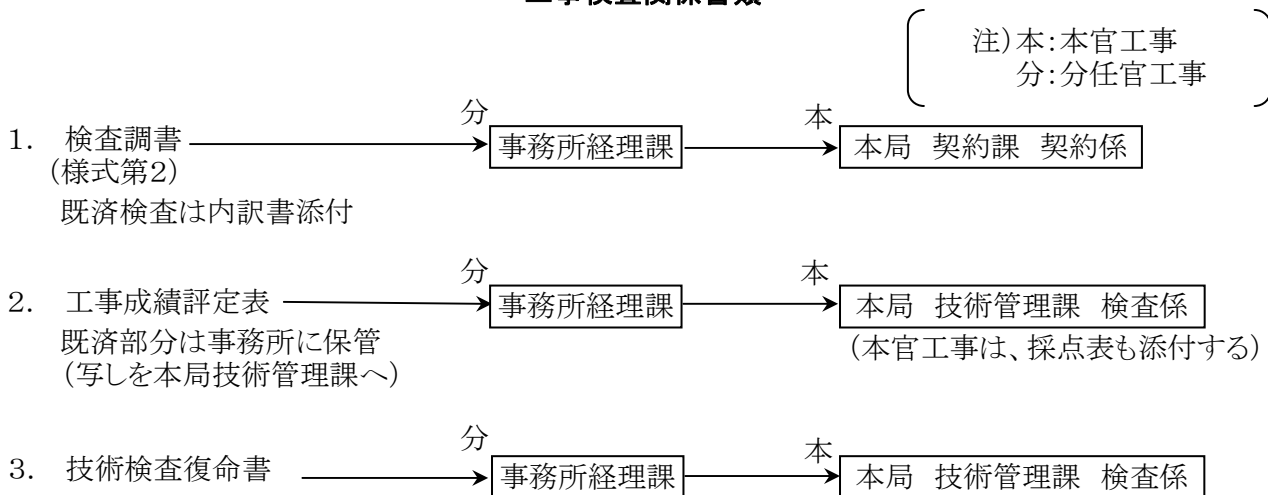
年度末においては、上記によることが困難な場合には、本局担当課と早急に協議すること。

11. 工事検査書類について

1) 工事検査(書類)のフローチャート



----- 工事検査関係書類 -----



2) 検査に係わる書類

検査の種類	検査時に準備する書類	提出先		適用
		本官契約	分任官契約	
完成検査	工事検査調書	契約課契約係	事務所経理課	
	技術検査復命書	技術管理課検査係	事務所経理課	
	工事成績評定表	技術管理課検査係	事務所経理課	システム対応出来ないものは採点表も添付
	技術的難易度評価表	技術管理課検査係	事務所経理課	
	施工プロセスのチェックリスト			
	創意工夫等実施状況			請負業者より提出があった場合
	施工体制の把握表			
	検査カード	検査官本人で保管(1箇年)		
既済部分検査	工事検査調書(割印) 既済部分検査内訳書	契約課契約係	事務所経理課	
	検査箇所縮小図面	技術管理課検査係	事務所経理課	着色
	検査カード	検査官本人で保管(1箇年)		
中間技術検査	技術検査復命書	技術管理課検査係	事務所経理課	
	工事成績評定表	技術管理課検査係	事務所経理課	システム対応出来ないものは採点表も添付
	出来高数量総括表	技術管理課検査係	事務所経理課	
	検査箇所縮小図面	技術管理課検査係	事務所経理課	着色
	施工プロセスのチェックリスト			
	創意工夫等実施状況			請負業者より提出があった場合
	施工体制の把握表			
	検査カード	検査官本人で保管(1箇年)		
完済部分検査	工事検査調書(割印) 既済部分検査内訳書	契約課契約係	事務所経理課	
	技術検査復命書	技術管理課検査係	事務所経理課	
	工事成績評定表	技術管理課検査係	事務所経理課	システム対応出来ないものは採点表も添付
	検査箇所縮小図面	技術管理課検査係	事務所経理課	着色
	施工プロセスのチェックリスト			
	創意工夫等実施状況			請負業者より提出があった場合
	施工体制の把握表			
	検査カード	検査官本人で保管(1箇年)		
中間検査 (九地整独自)	技術検査復命書	技術管理課検査係	事務所経理課	
	工事成績評定表	技術管理課検査係	事務所経理課	手書きで行うため採点表も添付
	既済部分検査内訳書	技術管理課検査係	事務所経理課	出来高金額50%以上の確認
	検査箇所縮小図面	技術管理課検査係	事務所経理課	着色
	施工プロセスのチェックリスト			
	創意工夫等実施状況			請負業者より提出があった場合
	施工体制の把握表			
	検査カード	検査官本人で保管(1箇年)		

- 注) 1. 提出書類について検査官は一旦、事務所経理課へ提出すること。(本官は主任監督員経由)
 2. 中間(技術)検査と既済部分検査等を兼ねる場合は両方合わせた書類を提出すること。
 (重複分除く)
 3. 検査調書は契約金額が200万円を超えないもの省略
 4. 工事成績評定表は請負金額500万円以下省略